

新しい町議会議員です。よろしくお願ひします!

任期満了に伴う西原町議会議員選挙が9月12日に行れ、新しい19名の議員が決まりました。新しい議員の任期は、平成22年9月28日から平成26年9月27日までです。

議会は、町長から提案された予算や条例、決算などが、町民のために本当に必要なことか、町民の要望が町政に組み込まれているかを調査、審査し、決定します。また、町の事務が適正に行われているかのチェックをしたり、当局（町長や教育委員会等）に対し意見を述べ、助言を行ったりします。議会と、町長を中心とした執行当局とは、全く対等な立場でお互いを尊重しながら、町政をよりよい方向へ進めるよう努めています。

※カッコ内は住所地



ながはま
長浜ひろみ
(字我謝)



うえぎと よしきよ
上里 善清
(字兼久)



き な まさもり
喜納 昌盛
(字上原)



い れい かずみ
伊礼 一美
(字与那城)



おおしろ せいいち
大城 誠一
(字与那城)



あらかわ よしお
新川 喜男
(字小那覇)



みやざと よしお
宮里 芳男
(字翁長)



ご や さとる
呉屋 悟
(字小波津)



おおしろ よしたか
大城 純孝
(字兼久)



あり た つとむ
有田 力
(字小橋川)



なかそ けんじん
仲宗根健仁
(字幸地)



おおしろ よしひろ
大城 好弘
(字小波津)



い は ときお
伊波 時勇
(字棚原)



まえさと こうしん
前里 光信
(字小波津)



よ な みよしお
与那嶺義雄
(字幸地)



しろ ま よしみつ
城間 義光
(字我謝)



ぎ ま のぶこ
儀間 信子
(字翁長)



みやぎ ひでのり
宮城 秀功
(字棚原)



なかまつ つとむ
仲松 勤
(字内間)



9月14日に当選証書授与式が行われました。新しい議員は9月末の臨時議会から職がスタートします。

【お問い合わせ】 西原町議会事務局 ☎945-5005

平成22年度 新型インフルエンザ予防接種のお知らせ

インフルエンザによる重症化予防や死亡者の減少を目的に、平成22年10月1日より、新たに新型インフルエンザワクチンの「接種事業」が始まります。今年度は、新型インフルエンザに加えて、従来の季節性インフルエンザ(A・B)に対する3価ワクチンとなっており、1回の接種で両方の免疫をつけることができます。

- 対象者：接種を希望する方全員（前年度、インフルエンザにかかった人も効果があります。）
- 接種場所：町指定医療機関 別紙参照
(予防接種による健康被害発生時、予防接種法又は特別措置法に基づく予防接種健康被害救済を受けられます。)
- 接種期間：平成22年10月1日～平成23年2月28日まで
- 接種回数：13歳未満…2回接種 13歳以上…1回接種 ※接種日時点での年齢が基準となります。

※予防接種を受けてからインフルエンザに対する抵抗力がつくまでに2週間程度かかるため、流行する前の12月中旬頃までには予防接種を受けることをお勧めします。

平成22年度 新型インフルエンザ予防接種の町助成について

生活保護・非課税世帯 (町・県民税免除世帯)の方

上記世帯でインフルエンザワクチンの接種を希望される方は、町が自己負担額分を**全額助成**します。

対象者の方は、10月1日より助成対象者証明書を発行しますので、健康推進課へおこしください。

1. 持参するもの

- ① 印鑑（認印）
- ② 申請者の身分証明書（申請者が同一世帯でない場合は委任状が必要です）
- ③ 生活保護世帯のみ被保護証明書

※H22年1月1日以降に西原町に転入してきた方は、前住所地での課税証明書が必要です。

高齢者(65歳以上)の方

1. 対象

- ① 65歳以上
- ② 60歳以上65歳未満で、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に重い病気のある方（身障手帳1級程度）

2. 接種料金

4,000円（個人負担1,000円・役場負担3,000円）ただし、生活保護・非課税世帯は全額公費負担

※接種当日の体調が悪くて接種できなかった場合、予診費用1,050円が発生しますので、体調が万全の時に接種してください。町の負担で受けられるのは1回のみです。

町・県民税課税世帯で妊婦・0歳児～18歳(高校生相当)の方

上記世帯の対象者でインフルエンザワクチンの接種を希望される方は、**町が1人1回限り1,000円を助成**します。予防接種後、健康推進課で手続きが必要です。

1. 持参するもの

- ① 印鑑（認印）
- ② 接種済証又は、接種履歴の把握できる母子健康手帳
- ③ 領収証
- ④ 預金通帳
- ⑤ 接種者の保険手帳

※接種者と別世帯の方が申請する場合は委任状と身分証明書が必要です。

2. 申請期間

平成23年3月31日まで

お問い合わせ：福祉部 健康推進課 ☎945-4791(内線160)

町・県民税(3期分)は11月1日(月)が納期限です

- 口座振替を利用すると納期限を気にすることなく便利です。
- 町・県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
- 督促料・延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つためのペナルティーです。
- 滞納が続きますと預金差押等滞納処分を行う場合があります。

納め忘れのないよう、期限内納付をよろしくお願ひします。

平成22年度各町税目の納期

税目	納期	第一期	第二期	第三期	第四期
町県民税		6月30日	8月31日	11月1日	平成23年1月31日
固定資産税		4月30日	8月2日	12月27日	平成23年2月28日
軽自動車税		5月31日			

お問い合わせ：総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729